

< 短期間（30 日以内）の派遣就業を希望される皆様へ >

平成24 年の労働者派遣法の改正により、労働契約の期間が30 日以内の短期間の派遣（以下、「日雇派遣」といいます 1）が原則として禁止となりました。

しかし、皆様方の働く機会の損失とならないよう、日々紹介サービスの普及や1日単位の求人広告の掲載を行うことで、これまでと同様に、都合のいいときにお仕事ができる体制を維持してまいりますので、ご安心ください。

なお、上記労働者派遣法の改正において、以下の要件に該当する場合に限り、「日雇派遣の禁止の例外」として、30 日以内の短期間であっても派遣就業が認められます。

つきましては、皆様が短期間（30 日以内）の派遣就業を希望される場合には、

- 1）「日雇派遣の禁止の例外」に関する以下の説明をご一読ください。
- 2）ご自身が、短期間（30 日以内）の派遣就業を希望される場合は、「日雇派遣の禁止の例外」に該当するか確認してください。

1：労働者派遣法上の日雇派遣とは、日雇労働者（日々又は30 日以内の期間を定めて雇用する労働者）についての労働者派遣のことをいいます。

日雇派遣の禁止の例外

日雇派遣の禁止の例外は、次の場合です。

- ・派遣労働者ご自身が次の要件の一つ以上に該当する場合

ア．60歳以上である場合

イ．学校教育法の学校（専修学校・各種学校を含む）の学生又は生徒（定時制の課程の在学者等を除く）

ウ．本業の年間（前年の1月～12月まで）収入の額が500 万円以上である場合

エ．主たる生計者でなく、世帯の年間（前年の1月～12月まで）収入の額が500 万円以上である場合

以上宜しくお願いします。